実質赤字比率

実質赤字額はありません

1年の間に入ってきた金額(歳入)より使っ た金額(歳出)が多い場合、その余計に使った 額が赤字となります。

一般会計のみの赤字の有無を指標化し、財政 運営の悪化の度合いを示すものです。この比率 が高いほど、財政運営が深刻な状況となりま

志布志市は一般会計において実質収支は黒字 であり、実質赤字額は生じていません。

連結実質赤字比率

連結実質赤字額はありません。

市のすべての会計を連結して市全体としての 赤字の有無を指標化し、市全体における収支が 建全かどうか把握しようとするものです。

志布志市は、全ての会計において実質収支は 黒字であり、実質赤字額は生じていません。

実質公債費比率 9.8%

その年度の歳出に占める公債費(借金)や公 責費に準ずるものの割合を指標化し、資金繰り の程度を示すものです。

この数値が前年度より高くなると、その分、 他の歳出を削らなければ支払えないということ になります。

よって、財政の弾力性が低下し、他の経費節 減をしないと収支が悪化し、赤字団体になる可 能性が高まります。

将来負担比率 84.3%

一般会計における公債費(借金)や損失補償 を行っている第三セクター等に係るものを含 め、市が将来的に支払っていく可能性のある実 |質的な負債額の割合を示す指標です。

この比率が高い場合、市の財政規模に比べて 将来負担が大きいということになり、将来財政 運営を圧迫する可能性があります。

資金不足比率

志布志市はありません

公営企業の資金不足(赤字)を料金収入と比 較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示 すものです。

公営企業ごとに算定し、経営状況を判断しま

公営企業会計に資金不足(赤字)があり経営 状況が悪化すれば、市としてその赤字に対処し なければならず、市の負担も増大することにな り、財政運営に大きな影響を与えることとなり ます。

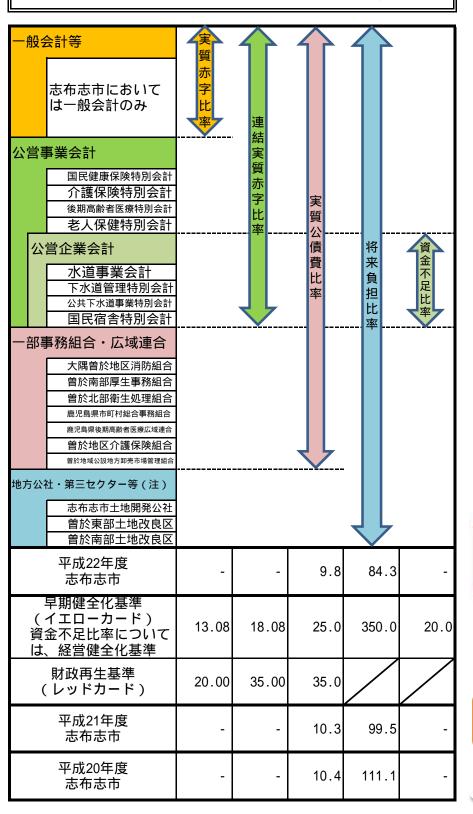
この比率が高くなるほど、料金収入等により 赤字を解消することが難しくなるので、経営状 況に問題があることとなります。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となった会計は下表のとお りです。志布志市の平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金 不足比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準をすべて下回ってい ます。

実質公債費比率が減少した要因は、標準財政規模(普通交付税額や 臨時財政対策債発行可能額)が増加したためです。

将来負担比率が減少した要因は、公営企業債等繰入見込額や退職手 当負担見込額が減少したことなどにより、将来負担額が26,990千円減 少したうえ、基金を積み立てたことなどにより、充当可能財源等が 900,043千円増加したためです。

なお、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っているものの志 布志市の財政状況が厳しいことに変わりはなく、これからも行財政改 革を推進し、健全な財政運営を図っていく必要があります。



(注):第三セクター等については、出資比率に関わらず志布志市が第三セ クター等の債務に損失補償を付している団体を掲載しています。

患病患市健全化判断此率等を必表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項に規定に基づき、志布志市の健全 化判断比率及び資金不足比率を公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、「財政健全化法」という。)が平 成19年6月に公布され、この法律により、地方公共団体は毎年度決算に基づき健全化判断比 率 (「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」)の4指 標と公営企業ごとの「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告 し、公表することとなりました。このことから今回、志布志市の健全化判断比率及び資金不 足比率の算定結果について公表します。

う

る

ത

7

すを各

る経計

こて画

と公策

と表定

なし後

す知議

事会

への

報議

゚は

1)

ま県

断用会負「率て影タ計 しい計担実しの響しと財 まてご比質、会を等公政 すそと率公「計及を営健 れの「債連をぼ含事全 ぞっの費結対すめ業化 れ資4比実象可た会法 の金指率質に能市計に 基不標」赤「性のやよ 準足と及字実の財第り に比公び比質あ政三 よ率営「率赤る運セ普 り、企将、字す営ク通 判を業来、比べに会

関勧変公を方なさ はそ 告決

実るの

を

作

た

与告更共行公場れ計 どれ

すしな団う共合ま画 うぞ

る `ど体こ団はすの すれ

とり措対とに国取施 の計

に強置しな対まり状 ? 画

なくを予りした組況

り財講算ま必はみは

ま政ずやす要県が毎

す運る計[°]なが不年

営よ画地勧`十公

にうの方告地分表

をくなし再破 及などビ建た ぼりのスすん 引のるす す こ市き低こる と民上下とと え準 に生げやと な活を市な国 りにせ税りの ま大ざや `関 すきる公市与 なを共民の 影得料 も

と画計

と的画公

なにを営

り経策企

ま営定業

すのしご

健、と

全自に

化主経

を的営

図か健

るつ全

こ計化

定赤 政破 合額 た をが 超標 þ つ た的 て 状な 態財 を政 3 言規 い模 う まの

実生 色なこ管 財

施計早々いと理財政

が画期なとにの政再

義を健制借なも再生

務策全約金りと生基

付定化ががま財団準

けしと課です政体を

ら `同せき [°]のと超

れ外様らな国再なえ

ま部にれくの生りた

す監財まな同を `場

の再 等がるの

査政する意図国合

法状チ地へ力が政張 律況エ方レーマ破市財 でのッ公ッド早たの政 早このドマ化然地法 期と財ン財段に方と にに政」政階防公は 促よ悪の再へぐ共 すり化2生イた団北 を段段工め体海 め財 階階口 の道 で「国財タ の政

> けしま政 すの自 5 ` れ外で健主 ま部財全的 す監政化な 査健を改 の全図善 実化る努 施計こ力 が画とに 義をによ 務策なる 付定り財

7

何だろう?

準

촌

超

え

る

とどうな

る

D

健全段階 指標の整備と情報 開示の徹底

健全経営

こよのにと体

指標の整備 監査委員の審査を受

け議会に報告し、公表

早期健全化段階 自主的な改善努力 による財政健全化

> ・財政健全化計画の策 定(議会の議決) ・実施状況を議会に報

告し、公表 ・外部監査の実施

公営企業の経営の健全化

経営悪化

財政再生段階 国等の関与による 確実な再生

- ・財政再生計画の策定 (議会の議決)
- ・実施状況を議会に報告 し、公表
- ・地方債(借金)の制限
- ・外部監査の実施 ・財政運営が計画に適合
- しないと認められる場合 等においては、予算の変 更等を勧告

財政悪化 健全財政